



保育園への登園基準は学校保健法に準じておこなっていますが、下記の疾病については、「登園が可能であることの証明書」は不要です。

しかし、保育園には乳児も通うことから、下記の疾病においても症状により登園を控えていただく場合がありますので、医師の診察を受けた上で登園について園にご相談ください。

<症状によって登園を控えていただく必要がある伝染病>

- ・ 溶連菌感染症・・・抗菌薬内服後 24 時間を経過するまで
- ・ マイコプラズマ肺炎・・・発熱や激しい咳が治まっていること
- ・ 手足口病・・・発熱や口腔内の水疱や潰瘍の影響がなく、食事がとれること
- ・ 伝染性紅斑（りんご病）・・・全身状態が良好なこと
- ・ 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウィルスなど）  
・・・嘔吐、下痢などの症状が治まり、食事がとれること
- ・ ヘルパンギーナ・・・発熱や口腔内の水疱や潰瘍の影響がなく、食事がとれること
- ・ R S ウィルス感染症・・・呼吸器症状が消失し、全身状態が良好なこと
- ・ 帯状疱疹（ヘルペス）・・・すべての発疹がかさぶたになるまで
- ・ 突発性発疹・・・解熱して機嫌が良く、全身状態が良好なこと
- ・ 伝染性化膿疹（とびひ）  
・・・皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆われている程度であること
- ・ 伝染性軟属腫（水いぼ）  
・・・掻き壊した傷から、浸出液が出ているときは被覆すること
- ・ 頭じらみ症・・・駆除を開始していること

\* その他：原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹などの症状があるとき